

兵庫県公報

平成30年1月9日 火曜日 第2966号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	4
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	5
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	5
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○同上（同）	6
○平成28年兵庫県告示第259号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	6

公 告

○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	13
○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	14
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	15
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	16
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	17
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	18

但馬海区漁業調整委員会公告

○漁業法に基づく公聴会の開催	18
----------------	----

警察本部公告

○入札公告	18
-------	----

告 示

兵庫県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

水尾地区 条例別表第3の3 の項	西脇市水尾町字大門の全部、字瓜 植、字一ノ宮ノ元、字車田、字村 中、字佃、字オノ神、字北門、字 中ノ池及び字中ノ坪の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
水尾地区 条例別表第3の5 の項	西脇市水尾町字瓜植の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
水尾地区 条例別表第3の8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図 に示す区域	都市計画法施行条例別 表第3の8の項に規定 する地域資源の有効な 利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	平成28年3月11日
岡崎地区 条例別表第3の3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字 北浦、字大根、字早稲田、字出口、 字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ 内の各一部、落方町字ハノキ及び 字五百戸の各一部並びに上王子 町字流レ田及び字小丸の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上王子地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河 及び字山根の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
合山地区 条例別表第3の3 の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、 字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字 藤原及び字奥田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の3 の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、 字中野上、字笹原、字笹尾、字ダ ケ山、字菖蒲谷及び字松尾の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の5 の項	西脇市出会町字木谷山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
八坂地区 条例別表第3の3 の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、 字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、 字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各 一部並びに平野町字米山及び字 平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
名塩(20) I (105000193)	西宮市名塩二丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
名塩(21) I (105000194)	西宮市塩瀬町名塩（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月17日（水）から同月31日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所市民局市民総括室塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成30年1月31日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月27日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井戸 敏 三

# 1 改正しようとする区域の案

名塩(7) II (105000133) の項中別図133、名塩(4) I (105000134) の項中別図134、名塩(11) I (105000142) の項中別図142を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成30年1月17日（水）から同月31日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所市民局市民総括室塩瀬支所

## 4 意見書に関する事項

### (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成30年1月31日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月27日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
名塩(1)Ⅱ (105000088)	西宮市塩瀬町名塩(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
名塩(1)Ⅰ (105000124)	西宮市塩瀬町名塩(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
名塩(9)Ⅰ (105000125)	西宮市塩瀬町名塩(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
名塩(2)Ⅰ (105000127)	西宮市塩瀬町名塩(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
ガーデン(3)Ⅰ (105000129)	西宮市名塩ガーデン(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
ガーデン(1)Ⅰ (105000130)	西宮市名塩ガーデン(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
名塩(7)Ⅱ (105000133)	西宮市名塩二丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
名塩(4)Ⅰ (105000134)	西宮市名塩一丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
名塩(18)Ⅰ (105000136)	西宮市名塩一丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
名塩(10)Ⅰ (105000141)	西宮市塩瀬町名塩(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
名塩(11)Ⅰ (105000142)	西宮市塩瀬町名塩(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

名塩(3)Ⅱ (105000145)	西宮市塩瀬町名塩(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
名塩(6)Ⅰ (105000146)	西宮市塩瀬町名塩(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
名塩(4)Ⅱ (105000148)	西宮市塩瀬町名塩(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
平成台(1)Ⅰ (105000188)	西宮市名塩平成台(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
平成台(2)Ⅰ (105000189)	西宮市名塩平成台(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
名塩(20)Ⅰ (105000193)	西宮市名塩二丁目(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
名塩(21)Ⅰ (105000194)	西宮市塩瀬町名塩(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
丸尾川Ⅰ (205000055)	西宮市名塩ガーデン(別図19 のとおり)	土石流	別図19のとおり
ヤケリ谷川Ⅰ (205000057)	西宮市名塩ガーデン(別図20 のとおり)	土石流	別図20のとおり

(別図1から別図20までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年1月17日(水)から同月31日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所市民局市民総括室塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成30年1月31日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年3月27日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三